

振込め詐欺救済法に基づく

被害回復分配金「決定表」閲覧のご案内

振込め詐欺救済法における被害回復分配金の支払申請をいただいた方、およびその代理人の方については、支払該当者が決定した後、「決定表」を閲覧いただくことができます。

当組合における閲覧方法等は下記の通りです。

*閲覧にあたっては、事前にご予約いただきますようお願いいたします

1. 閲覧の予約

金融部<0595-24-5111（平日 午前9時～午後5時）>へご連絡ください。後日、担当部署より日時、場所等についてご連絡させていただきます。

2. 閲覧日時

平日の午前9時から午後3時まで<祝日と振替休日と年末年始（12月31日～1月3日を除く）>

3. 閲覧場所

伊賀ふるさと農業協同組合本店

*閲覧時に必要なもの

閲覧の際は、「決定表閲覧請求書」(*)をご提出いただくとともに、本人確認させていただきますので、運転免許証、パスポート等で請求の日において有効な本人確認書類をご持参ください。

(*)「決定表閲覧請求書」は当組合にてお渡しいたします。

[注意事項]

- ・決定表を閲覧できる方は、当該当口座の被害回復分配金の支払申請人およびその代理人に限られております。また、閲覧は当該当口座のみで、決定表の複写・写真撮影等は法令により禁止されております。
- ・代理人の方は、委任状および申請人ご本人の印鑑証明書等が必要となります。

[お問い合わせ及び送付先]

伊賀ふるさと農業協同組合 金融部

〒518-0823 三重県伊賀市平野西町1番1

TEL0595-24-5111<月曜日～金曜日 9:00～17:00>

(除く祝日、振替休日、12月31日～1月3日)